

政 府  
-----  
No.143/NQ-CP

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福  
-----

ハノイ, 2020年10月4日

## 決 議

**2050年を見据えた、2021～2030年の段階における  
国家総合マスタープランの立案に係る任務の承認に関して**

-----

## 政 府

2015年6月19日付政府組織に関する法律に基づき；  
2017年11月24日付計画法に基づき；  
2018年6月15日付計画法に関連する11法律の幾つかの条項を改正及び  
補充する法律に基づき；  
2019年8月16日付計画法の幾つかの条項の解釈に関する国会常務委員会  
決議 No.751/2019/UBTVQH14に基づき；  
2016年10月1日付政府の業務規定を公布する政令 No.138/2016/NĐ-CP  
に基づき；  
2019年5月7日付計画法の幾つかの条項の施行に係る詳細を規定する政  
令 No.37/2019/NĐ-CPに基づき；  
2020年7月17日付意見書 No.4596/TTr-HĐQHQG における国家マスター  
プラン評議会の提案に従い；

## 決 議 す る：

**第1条. 2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家総合マ  
スタープランの立案に係る任務の承認の主な内容は以下のとおり：**

1. マスタープランの名称, マスタープランの期間, マスタープランの境界  
範囲

a) マスタープランの名称：2050年を見据えた、2021～2030年の段階に  
おける国家総合マスタープラン（以下、「国家総合マスタープラン」とい  
う。）。

b) マスタープランの期間：マスタープランは、2050年を見据えた、2021  
～2030年の期間のために立案される。

c) マスタープランの境界：ベトナム社会主義共和国の国家の主権及び裁判権に属する全ての領土，各々の島，諸島，陸地，領海，領空。

## 2. マスタープラン立案にあたっての目標，観点及び原則

### a) マスタープラン立案にあたっての目標

- 迅速かつ持続可能な国家開発のために，国の資源を動員し，配分し，効果的かつ合理的に利用することを目的として，経済-社会開発の運用における国家管理ツールとする；国家マスタープランシステムにおけるマスタープランの立案のための基礎とするとともに，経済-社会開発計画並びに5年間及び毎年の公共投資計画を立案するための基礎とする。

- 経済-社会，環境及び国防，安全保障の確保といった各々の分野における持続可能な開発に向けた2021～2030年の経済-社会開発戦略において各々のブレイクスルーの実施を加速化させるため，各々の開発に係る観点及び目標，任務並びに対策を提案する。

- 国家の経済-社会開発及び各々のセクター，領域の開発のため，インフラシステムとの整合並びに天然資源及び各々の資源の効果的な開発との連携に基づいた国家開発に係る空間を構築する。

### b) マスタープラン立案にあたっての観点及び原則

- 計画法第4条に規定するマスタープラン活動における基本原則の遵守を確保する。

- 社会主義への移行期にある国家建設綱領（2011年に補充，開発）並びに2045年を見据えた，2021～2030年の段階における経済-社会開発戦略に合致していなければならない。

- 国家総合マスタープランは，高位に方向付けられ，各々の経済-社会活動の空間に係る分布及び実施を特定し，国家の領土において戦略的に国防，安全保障及び環境保護を確保し，国家レベルの重要度性及び地域連結性を有する。

- 経済発展と社会の安定，環境保護，国防及び安全保障の確保との調和を確保する；気候変動，自然災害への抵抗力及び適応力を強化する；天然資源を合理的，効果的に開発及び利用する；各々の文化遺産，自然遺産を保存し，（その価値を）発揮する。

- 全国の各々のセクター及び各々の地域との連結，整合性及びシステムを確保する；各地域，各地方の可能性及び利点を発揮することを目的として，既存のインフラを最大限に開発し，活用する。

- マスタープランを立案する機関とマスタープランを構成する一部を立案する機関との間で緊密に、同期的かつ効果的な協働、及び国家マスタープランの立案プロセスの厳格な実施を確保する。

### 3. マスタープランの立案方法に対するアプローチ方法及び要件

#### a) 一般要件

- 国家総合マスタープランの立案は総合的なアプローチにも基づき、調和がとれ、効果的かつ持続可能な開発目標を達成するための学際性、領土横断性を確保することを目的として、各々のセクター間との整合した協働性を有する。

- 国家総合マスタープランの内容は、マスタープランの各々の構成部分の内容の統合を通じて実施され、それぞれの段階における総合的な開発空間を優先することを選択し、持続可能な開発目標に向けて動員されたりソースに合致する。

#### b) マスタープラン立案にあたってのアプローチ方法

国家総合マスタープランの立案は、以下の各々のアプローチ方法に基づき実施される：

- 開発の目標、方向性を確定するための可能性及び利点からのアプローチ。

- 全体的なバランスからのアプローチ。

- 学際的、地域間アプローチ。

- 多くの関係者の参加を得た、上から下へ、下から上への多方向のアプローチ。

- 市場原理に従ったアプローチ。

- 国際統合の傾向からのアプローチ。

#### c) マスタープランの立案方法に対する要件

- マスタープラン立案プロセスにおいて利用される各々の方法、ツールを明確にする（方法、ツールの種類；それぞれの方法に適用する方式及び内容）。

- 各々の方法、ツールは、経済-社会開発に係る現状の評価、国際比較、背景の予測、目標の確定、方向性及び解決策のために、科学的根拠及び科学的論拠を提供する必要がある。

- 適用される各々の方法、ツールは、理論的及び実践的な基礎を有し、その他の要因に関連して発生する各々の開発要因を評価し、研究における客観性を確保する必要がある。マスタープランで利用する指標システムは、経済、社会及び環境に係る各々の問題の性質を反映して統合される必要がある。

- マスタープランの立案方法は、ベトナムの現状に適合し、各々の経済-社会活動の市場性を尊重し、確保しなければならない。

- 各々の開発オプションの総合的な処理に関連する各々のマスタープランの立案方法は、各々の開発オプションの費用及び利益の評価に基づき、システム全体の効率性の原則に基づいて検討される必要がある。

- 各々のマスタープランの立案方法は、論理性、一貫性及び統一性を確保する必要がある。

- マスタープランは、総合的・多次元・多分野のアプローチ方法に基づき立案され、科学性、適合性、実用性及び最新のテクノロジーの応用に関する各々の要件を確保する。

- マスタープランの立案プロセスにおいて使用される各々の基礎的な方法は（以下を）含む；

+ 調査，考察，情報収集，分類，統計，情報処理に係る方法；

+ 開発オプションの予測，作成方法；

+ マスタープランの統合方法；

+ 図表，マッピング及び地理情報システム（GIS）の利用方法；

+ システムの分析方法，比較，集計方法；

+ 専門家，会議，セミナーの方法；

+ 国家総合マスタープランを立案する技術的プロセスに合致した，その他の各々の方法。

#### 4. マスタープランの主な内容

国家総合マスタープランの主な内容は、計画法及び2019年5月7日付計画法の幾つかの条項の詳細を規定する政令の規定に従って実施され、（以下を）含む：

a) 開発の各々の要素，要件，国家開発の現状を分析する：各々の分析，評価は，開発の各々要素，要件，国家開発の現状による影響の特定と測定が確保されなければならない。

b) 開発トレンドを予測し，開発シナリオを立案する：各々の分析，評価は，国家開発に係る方針及び空間への各々のトレンドによる直接的又は間接的な影響又は効果の決定が確保されなければならない。

c) 開発に係る観点及び目標の設定：

- マスタープラン期間中における国家開発の観点；

- 経済-社会, 国防, 安全保障, インフラ開発, 資源利用及び環境保護に関する各々の活動の開発空間の実施に関する観点;

- 国家開発に関する総括目標及び具体的な各々の目標の立案。

d) 経済-社会空間に係る開発の方向性: 以下を確定する: 各々の投資重点地域, 開発奨励地域及び開発制限地域; 開発, 利用を禁止するとともに, 保存する必要がある各々の領域; マスタープランの期間中において開発を優先する各々のセクター, 分野の開発空間の配分の方向性。

d) 海洋空間の開発の方向性。

e) 国土の利用の方向性。

g) 領空の開発及び利用の方向性。

h) 地域の配分及び連結の方向性。

i) 国家の都市及び農村システムの開発の方向性。

k) 国家レベルの社会インフラセクターの開発の方向性。

l) 国家レベルの技術インフラセクターの開発の方向性。

m) 国家資源の利用の方向性。

n) 環境保護の方向性。

o) 自然災害への対策及び予防並びに気候変動への対応の方向性。

p) 国家重要プロジェクトのリスト及び実施の優先順位。

q) マスタープラン実施に係る対策, リソースの立案。

5. マスタープランのコンポーネント: 国家総合マスタープランに統合されるための42のマスタープランのコンポーネントを立案する。(添付の付録に従って)

6. マスタープランの立案期限: 2019年5月7日付計画法の幾つかの条項の施行に係る詳細を規定する政令 No.37/2019/ND-CP 第17条第1項の規定に従って実施する。

7. マスタープラン文書ファイルの構成, 分量及び仕様

a) マスタープラン文書ファイルの構成

- マスタープラン報告の成果物:

+ マスタープランの審査を要請する文書の草案;

+ マスタープランの承認を要請する政府文書の草案;

+ マスタープランを可決する国会議決の草案;

- + その他の関連する各々の資料；
- + A3 サイズの地図のリストに添付された全体説明に係る報告書；
- + マスタープランの要点に係る報告書：マスタープランの全体に係る報告書の各々の主な内容を簡潔かつ明確に、十分な情報で具体的に説明する；
- + マスタープランの戦略に係る環境評価報告書；
- + CD に保存される国家総合マスタープランのデータベースは、マスタープランに関する情報システム及びデータベースの一般要件に従って確保されなければならない。
- マスタープランのコンポーネントに係る報告書の成果物：
  - + A3 サイズの地図のリストに添付された総合説明に係る報告書；
  - + マスタープランのコンポーネントの要点に係る報告書；
  - + 各々のマスタープランのコンポーネントに係るデータベース；
  - + マスタープランのコンポーネントの審査に係る報告書。
- 地図のリスト：
  - + 地図の成果物：2019年5月7日付政令 No.37/2019/NĐ-CP 付録 I，欄 I の規定に従った 13 地図を含む；
  - + 地図の成果物は、天然資源・環境省の規定に従って、VN-2000 測地系を利用した座標を有する。
  - + 地図の比率は、2019年5月7日付政令 No.37/2019/NĐ-CP の規定に正しく従う。
  - + 提出された各々の地図の成果物は、マスタープランに関する国家情報システム及びデータベースへの統合の基礎として、GIS 形式 (Mapinfo, Arcgis) によりパッケージ化及び標準化されなければならない。各々の空間オブジェクト（当館注：地表面においてある広がりを持続的に持った存在で地図化の対象）は、その対象に対する説明情報を有しなければならない。特定の対象毎に異なる属性情報に係る場を有することとなる。その品質は、地図の編集、表示、及び印刷の基本的な要件を確保しなければならない；
  - + 各々のマスタープランのコンポーネントの地図及びマスタープランデータベースについては、特定された各々の内容の要件と目的に従って、国家総合マスタープランへの統合しなければならない。
- b) マスタープラン文書ファイルの分量及び仕様：
  - 文書ファイルの分量：国家マスタープラン評議会、審査評議会、政府及び国会に提出するための分量に関する要件を満たすこと。
  - マスタープラン文書ファイルの仕様：マスタープラン文書ファイルの完成に関する規定に従った要件を満たすこと。

8. マスタープラン立案に係る費用：公共投資に関する法令、計画に関する法令及び関連を有するその他の法令の各々の規定に従って実施される。

## 第2条. 実施体制

1. 本決議の第1条において承認された任務内容に基づき、国家マスタープラン評議会は、2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家総合マスタープランの立案実施を指導し、計画に関する法令の規定に正しく従って、権限を有する機関に提出しなければならない。

2. 計画投資省は（以下の）責務を有する：

a) 入札法 No.43/2013/QH13 第26条に規定する特別な場合における請負業者選定方法に従って、国家総合マスタープランを立案するメインコンサルタントユニットの選定に関する方針を、政府首相が検討し、決定するよう、（政府首相に）助言し、提出すること。

b) 計画に関する法令の規定に従って国家総合マスタープランの立案を展開するとともに、要求されるスケジュールを満たし、政府によって承認されたマスタープランを立案する任務を実行する。

c) 公共投資に関する法令、計画に関する法令及び関連を有するその他の法令の各々の規定に従って、マスタープランの立案に係る費用の見積りの作成、審査、承認を行う。

d) 国家総合マスタープランへの統合要件を確保するため、各々のマスタープランのコンポーネントを検討する任務を立案する。

3. マスタープランのコンポーネントの立案の実施を割り当てられた各省庁、（中央政府の）省レベルの機関は、各々のマスタープランのコンポーネントの立案を展開するため、専門分野のコンサルタントユニットがメインコンサルタントユニットと協働して、国家総合マスタープランの立案を提案する責務を有する；計画に関する法令の規定に従った各々のコンポーネントの内容を審査し、国家総合マスタープランをとりまとめるため、審査を実施した各々のコンポーネントを計画投資省に送付する。

4. 各省庁、（中央政府の）省レベルの機関及び（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会は、国家総合マスタープランの立案プロセスにおいて、計画投資省と協働する責務を有する；2019年8月16日付計画法の幾つかの条項の解説に関する国会常任委員会決議 No.751/2019 / UBTVQH14 の規定に従い、国家レベル及び（地方政府の）省レベルのマスタープランの目的、任務を調整、補充し、各々のレベルのマスタープラン間の一貫性と整合性を確保するため、国家総合マスタープランの内容に関する情報を積極的に更新する。

### 第3条. 施行効力

1. 本決議は、署名をした日から施行の効力を有する。

2. 国家マスタープラン評議会、各省庁の大臣、（中央政府の）省レベルの機関の長、政府直轄機関の長；（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員長及び関連機関、ユニットの長は、本決議を施行する責務を負う。

**宛先:**

- 党中央書記局；
- 国会常務委員会；
- 首相、各副首相；
- 各（中央政府の）省、省レベルの機関、政府直轄機関；
- （地方政府の）省・中央直轄市の評議会及び人民委員会；
- 党中央委員会及び各委員会；
- 書記長事務局；
- 国家主席府；
- 国会民族評議会及び各委員会；
- 国会事務局；
- 最高人民裁判所；
- 最高人民検察院；
- 国家会計検査院；
- 国家財政監査委員会；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 各組織の中央機関；
- 首相府：官房長官、官房副長官、政府首相補佐官、各局、各庁、官報；
- 保管: VT, CN (2) .68

**政府代理  
首相**

**（署名）**

グエン・スアン・フック

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。



付 録  
**2050年を見据えた、2021～2030年までの段階における  
 国家総合マスタープランに統合するマスタープランのコンポーネント**  
 (2020年10月4日付政府決議No.143/NQ-CPIに添付)  
 -----

No.	コンポーネントの名称	構成要素の立案を 実施する機関
1	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における各々の経済回廊、成長の極及び各々の国家の投資誘致の奨励・優先地域の開発に係る現状及び方向性	計画投資省
2	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国土における各々の地域及び地域の連結の開発に係る現状及び方向性	
3	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家海洋空間の開発に係る現状及び方向性	天然資源・環境省
4	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国土の利用に係る現状及び方向性	
5	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の水文気象局及び資源、環境観測ネットワークの開発に係る現状及び方向性	
6	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の海岸地域の資源の開発、利用に係る現状及び方向性	
7	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の水資源の開発、利用に係る現状及び方向性	
8	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の鉱物に関する地質の基礎的調査に係る現状及び方向性	
9	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国内の環境保護に係る現状及び方向性	
10	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の自然保護及び生物多様性に係る現状及び方向性	

11	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の交通運輸インフラネットワークの開発に係る現状及び方向性	交通運輸省
12	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の輸送需要の予測及び各々の輸送方式の割当ての方向性	
13	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の文化及びスポーツの基盤ネットワークの開発に係る現状及び方向性	文化・スポーツ・観光省
14	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の観光システムの開発に係る現状及び方向性	
15	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家のプレス、出版、ラジオ、テレビ、電子情報の基盤ネットワークの開発に係る現状及び方向性	情報通信省
16	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の情報通信インフラの開発に係る現状及び方向性	
17	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の職業訓練の基盤ネットワークの開発に係る現状及び方向性	労働・傷病兵・社会省
18	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家革命の功労者への養育、療養に係る社会扶助基盤ネットワーク及び社会基盤システムの開発に係る現状及び方向性	
19	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家のエネルギー、電力、石油及びガスの備蓄及び供給のインフラ開発に係る現状及び方向性	商工省
20	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の貿易に係るインフラ開発に係る現状及び方向性	
21	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の工業開発に係る現状及び方向性	
22	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の放射性鉱石の探査、開発、加工及び利用に係る現状及び方向性	
23	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の各々の種類の鉱石の探査、開発、加工及び利用に係る現状及び方向性	

24	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の森林の管理、開発、利用及び開発、並びに林産物の貿易及び加工に係る現状及び方向性	農業・農村開発省	
25	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の自然災害の対策、予防のための施設のシステム及び灌漑システムの開発に係る現状及び方向性		
26	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の海産物資源の保護及び開発に係る現状及び方向性		
27	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の漁港システムの開発及び漁船用ストームシェルターの開発に係る現状及び方向性		
28	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家レベルで集約した農業での生産、開発に係る現状及び方向性		
29	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の科学技術ネットワーク、パブリックイノベーションセンターの開発に係る現状及び方向性		科学技術省
30	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の大学及び師範教育の基盤ネットワークの開発に係る現状及び方向性		教育訓練省
31	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の障害者に対する専門教育の基盤システム及び包括的教育(インクルーシブ教育)の開発支援センターに係る現状及び方向性		
32	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家医療基盤ネットワークの開発に係る現状及び方向性	保健省	
33	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の都市及び農村システムの開発に係る現状及び方向性	建設省	
34	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の建築材料としての各々の種類の鉱物の探査、開発、加工及び利用に係る現状及び方向性		
35	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家備蓄システムの開発に係る現状及び方向性	財政省	

36	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家防火及び消防インフラシステムの開発に係る現状及び方向性	公安省
37	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家安全保障の土地利用に係る現状及び方向性	
38	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の国防施設、武装地帯、兵器庫、防衛産業の開発に係る現状及び方向性	国防省
39	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の国防の土地利用に係る現状及び方向性	
40	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の国境検問所システムの開発に係る現状及び方向性	外務省
41	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国家の領空の開発及び利用に係る現状及び方向性	国防省が主導して、 交通運輸省と協働する
42	2050年を見据えた、2021～2030年の段階における国防及び国家安全保障教育センターシステムの開発に係る現状及び方向性	国防省が主導して、 公安省、教育訓練省と協働する